

大館市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日条例第28号

大館市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定

個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長又は教育委員会は、この条例の施行の前日においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成28年9月30日条例第31号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	大館市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大館市すこやか子育て支援事業実施要綱に基づく保育料助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	大館市就学援助事業実施要綱に基づく就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大館市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの
3 市長	大館市すこやか子育て支援事業実施要綱に基づく保育料助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの

4 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、法第19条第7号の規定により市長がその処理に当たり同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報の提供を求めることができる事務であって規則で定めるもの	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法を準用して行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	大館市就学援助事業実施要綱に基づく就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの